

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 上原 美奈子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置（第3弾）
について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

今般、全国の緊急事態宣言が延長されたことを受け、本県でも緊急事態措置の期間を5月31日まで延長することとし、引き続き、県民及び事業者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく各要請を行いました。

各市町村におかれましては、下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

記

1. 保育所・認定こども園（幼稚園型を除く）・放課後児童クラブについて

保護者が仕事を休んで家にいることが可能な場合は、登園を控えていただくよう要請するとともに、家に一人であることができない年齢の子どもをお持ちの医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方などのために、引き続き、適切な感染拡大防止対策を講じた上で事業を継続する。

※「ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方など」とは

ひとり親家庭のほか、例えば病気や障害を有している方、同居している親族を常時介護・看護している方、要保護児童対策地域協議会に登録されている方など、家庭での保育が困難と考えられる方

（5月1日付け厚生労働省事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A について（第三報）」）

2. 私立幼稚園について

原則として施設の使用停止を要請することとなっているが、真に保育等を必要とする方がいる場合は、感染拡大防止対策を講じた上で、2号認定・3号認定児の保育及び預かり保育等を実施する旨、別途写しのとおり依頼済みである。

なお、一部医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されていますが、利用者に対する偏見や差別が生じないよう御配慮をお願いいたします。

担当：子育て支援係・保育係 電話：子育て支援係 027-226-2622 保育係 027-226-2626

(公印省略)

学字第916-100号

令和2年5月7日

各私立幼稚園設置者 様
(幼保連携型認定こども園を除く)

群馬県生活こども部長 平井 敦子
(私学・子育て支援課)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための県の緊急事態措置の延長に伴う
私立幼稚園への協力要請について (通知)

各私立幼稚園におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令を受けて、令和2年4月17日付け学字第916-48号により、同法に基づく協力要請を行っておりますが、この度の「緊急事態宣言」の延長を踏まえ、下記のとおり協力要請を延長いたします。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、御協力をお願いいたします。

記

- 1 期間 令和2年4月18日(土)～5月31日(日)
- 2 要請内容 (※変更なし)
原則として施設の使用停止及び催物の開催停止 (休業)
- 3 留意事項 (※変更なし)
 - ・ 臨時休業を行う場合には、一人で家にいることができない年齢の子どもをお持ちの医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方などのために、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、2号認定・3号認定児の保育及び預かり保育の実施等を通じて、必要な保育を確保してください。
 - ・ 幼保連携型認定こども園については、市町村あて別途通知しています。

担当 私学振興係
電話 027-226-2143